



新マイパパ育児ガイドブック

石川県教育委員会



この「新マイパパ育児ガイドブック」は、男性職員が取得できる休暇制度をまとめたものです。これから育児が始まるパパ向けの手引書としてご活用ください。

男性職員の育児に係る休暇等の制度

制度名	取得可能な場合	取得可能期間	取得期間	取得単位	手続き	給与
① 出産補助休暇	・妻の出産に係る入退院の付き添い ・出産時の付き添い ・子の出生届 等	妻の入院等の日から出産後2週間まで	3日	1日、1時間	庶務事務支援システム (県立学校においては願届簿)	有給
② 育児参加休暇	・出産した子の世話 ・上の子の保育園への送迎	妻の産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)から産後1年を経過する日まで	5日	1日、1時間	庶務事務支援システム (県立学校においては願届簿)	有給
③ 育児時間	保育園への送迎等の子の世話	子が1歳9月に達するまで(誕生日前日)	1日2回各45分以内 (まとめて90分とすることも可)		庶務事務支援システム (県立学校においては願届簿)	有給
④ 育児休業	3歳に満たない子を養育する場合	子が3歳に達するまで(誕生日前日)	3年	1日	育児休業承認請求書 (所属長→教育政策課長) (学校に勤務する教員にあつては教職員課長)	無給
⑤ 部分休業	小学校就学前の子を養育する場合	子の小学校入学前まで	①1日につき2時間の範囲内(30分単位) ②1年につき10日の範囲内(1時間単位) ①、②を選択		部分休業簿 (所属長)	減額
⑥ 育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合	子の小学校入学前まで ①1日3時間55分、②1日4時間55分、③週3日、④週2日と1日3時間55分	1月以上 1年以下 (延長可)	1月以上 (1月以上であれば日単位でも取得可)	育児短時間勤務承認請求書 (所属長→教育政策課長) (学校に勤務する教員にあつては教職員課長)	減額
⑦ 家族の看護等休暇	負傷・疾病にかかった配偶者又は1親等の親族及び2親等の親族の世話又は疾病の予防を図るために必要な中学校入学前の子の世話若しくは学校保健安全法の規定による出席停止に伴うその子の世話又はその子の教育若しくは保育に係る行事へ参加する場合	・負傷・疾病に係る家族の世話 ：期間の定めなし ・疾病の予防に係る子の世話、出席停止に伴う子の世話、教育若しくは保育に係る行事への参加 ：子の中学校入学前まで	年5日(中学校入学前の子が2人以上の場合10日)	1日、半日、1時間	庶務事務支援システム (県立学校においては願届簿)	有給

その他

制度名	要件等	内容	手続き
早出遅出勤務	育児・介護を行う職員 (詳細は時差通勤の要綱を参照)	A勤務 8:30～17:15、 B勤務 9:00～17:45 C勤務 8:00～16:45、 D勤務 9:30～18:15	勤務区分申請書 (所属長→教育政策課長)
休憩時間の特例		A勤務 8:30～17:00、 B勤務 9:00～17:30 C勤務 8:00～16:30、 D勤務 9:30～18:00	勤務区分申請書 (所属長→教育政策課長)
深夜勤務・時間外勤務の制限	育児・介護を行う職員 (詳細は平成22年6月28日教庶第640号を参照)	①深夜勤務:午後10時～翌日午前5時 ②時間外勤務:1月24時間、1年150時間を超えて深夜勤務・時間外勤務をさせてはならない。	深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (所属長→教育政策課長) (学校に勤務する教員にあつては教職員課長)
時間外勤務の免除	小学校就学前の子を養育する必要がある職員(詳細は令和7年4月1日教政第17号を参照)	時間外勤務させてはならない。	深夜勤務・時間外勤務制限請求書 (所属長→教育政策課長) (学校に勤務する教員にあつては教職員課長)

男性職員の育児に係る給付制度

名称	給付主体	要件	金額	手続き	備考
家族出産費	共済	被扶養者が出産したとき	50万円(※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合。ただし、制度に加入していない医療機関で出産した場合 48万8千円支給)	家族出産費・家族出産費附加金請求書の提出	妊娠4月以上であれば支給(死産、流産の場合も) 双生児以上の場合、人数分の額を支給
家族出産費附加金	共済	被扶養者が出産したとき	5万円		
育児休業手当金	共済	①1歳未満の子を養育するため、育児休業を取得したとき当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの期間について支給(特別な事情がある場合は、最長で子が2歳に達するまで支給、ただし部分休業を除く) ②育児休業の対象となる子の父母ともに育児休業を取得する場合「配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得している」ことを前提要件として1年を超えない範囲で子が1歳2月に達する日まで父に対して育児休業手当金を支給(パパママ育休プラス)	・開始日～180日まで 休業中の報酬日額×0.67×日数 ・181日～ 休業中の報酬日額×0.5×日数	育児休業手当金請求書の提出	
育児休業支援手当金	共済	配偶者が14日以上当該子にかかる育児休業(産休含む)を取得している組合員が14日以上の子育児休業を取得した場合、出産日後56日以内の範囲で最大28日間を限度に支給	休業中の報酬日額×0.13×日数	育児休業支援手当金請求書の提出	令和7年4月1日に育児休業を開始する方が対象
育児時短勤務手当金	共済	2歳に満たない子を養育するために、育児時短勤務を取得した場合に支給	支給対象月に支払われた報酬の10% ただし、その額が育児時短開始月の報酬月額額の90%以上である場合、一定の割合で減額した額となる	育児時短勤務手当金請求書の提出	令和7年4月1日以後、育児時短勤務を開始する方が対象
出産補助金	教職員互助会	会員又は会員の配偶者が出産したとき	会員:3万円 配偶者:2万円	出産補助金請求書の提出	妊娠4月以上であれば支給(死産、流産の場合も) 双生児以上の場合、人数分の額を支給
特別出産補助金	教職員互助会	会員又は会員の配偶者が第3子目以上の子を出産したとき	2万円	特別出産補助金請求書の提出	妊娠4月以上であれば支給(死産、流産の場合も) 双生児以上の場合、人数分の額を支給
入学卒業祝品	教職員互助会	会員の子が 小学校へ入学したとき 中学校へ入学したとき 中学校を卒業したとき	1万円	入学卒業祝品請求書の提出	転入学、編入学には給付しない。

※育児に関する休暇・給付制度等の詳細は、「子育て支援ハンドブック」を参照してください。
 ※県職員互助会に加入している方は、給付金額が若干異なります。